

第36回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和4年7月13日（水）午後1時30分から午後3時55分まで

2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】

伊賀恵、及川勝広、荻原くるみ、勝亦邦夫、今野信太郎、坂倉誠、島田明典、筒井健夫（委員長）、仲律子、南野利久、横山亜希子（五十音順、敬称略）

【説明者】

首席書記官、総務課長

【事務担当者】

首席家庭裁判所調査官、訟廷管理官、主任書記官（後見担当）、事務局長、総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 所長挨拶

(3) 委員自己紹介

(4) 委員長の互選

(5) 前回（第35回）委員会での意見の活用についての報告

別紙第1のとおり

(6) テーマ「成年後見制度を利用しやすいものとするために」

ア DVD視聴

「ご存知ですか？後見人の事務」成年後見（後見人等の事務）

イ 成年後見制度をめぐる諸情勢についての説明

ウ 意見交換

別紙第2のとおり

(7) 次回意見交換のテーマ

「少年事件の被害者配慮について」

(8) 次回開催日時

令和5年2月20日（月）午後1時30分

(別紙第1)

前回の委員会（テーマ「ウィズコロナ時代における少年への教育的措置～少年事件手続における新型コロナウイルス感染防止対策～」）での意見を活用した当庁における取組について

- 1 少年及び保護者に対して調査のための来庁を指示する際には、これまでも入庁時のマスク着用及び手指の消毒並びに発熱、咳等の症状がある場合の事前連絡について協力を求めてきたが、同居家族に症状がある場合や少年、保護者及び同居家族にコロナ陽性者との濃厚接触が疑われるような場合等についても事前に連絡をするよう、期日通知書に明記することとした。
- 2 来庁した少年及び保護者に対し、調査面接を開始する前に「体調確認シート」を交付し、少年、保護者及び同居家族の発熱、咳等の症状の有無、過去2週間以内の感染拡大地域への訪問歴の有無並びにコロナ陽性者との接触の有無等を記載してもらい、少年及び保護者の体調確認に遺漏がないようにした。
- 3 教育的措置として、裁判所外でのボランティア活動や体験学習に少年及び保護者を参加させるときは、体温その他「体調確認シート」と同様の内容について記載する「活動参加票」をあらかじめ交付し、来庁時に提出してもらうことにより、少年及び保護者の体調確認並びに活動先のスタッフの感染防止に役立てることとした。
- 4 裁判所庁舎内で実施している教育的措置の実施場所に関しては、早期に教育的措置の年間活動計画を確定させ、「三密」防止の観点から、活動するのに十分な広さの会議室を通年で予約することとした。

(別紙第2)

意見交換の要旨 (●委員長、○委員、▲事務担当者)

- 当庁では、成年後見制度の利用を検討している方々に、先程のDVDを視聴していただき、制度の概略や後見人の職務について理解を深めていただいているが、このDVDについての感想を伺いたい。
- 丁寧に作られているDVDであると思ったが、財産目録を作成したり、定期報告を行ったりする後見人の役割は自分には難しいと感じた。また、このDVDで後見人が行っているのは、家族であれば普通に行っていることであると感じられ、親族後見人になるメリットが理解できなかった。親族後見人となった場合のメリットは何なのか等について分かりやすく説明する内容を盛り込むと、後見人になろうとする家族の方が増えるのではないか。
- 自分の親が認知症になったらどうしよう、という気持ちでDVDを見た。このDVDでは家族の方が後見人になっているが、実際は家族の方が後見人になる割合は少ないということなので、そもそも家族の方が後見人になった場合を前提とする内容で良いのかという疑問を持った。
- 成年後見制度は、最終的に判断能力がなくなった方が利用する制度であると思っていたが、判断能力が衰えてきた段階で、保佐や補助という制度を利用することができることを、もっとアピールすると良いのではないか。また、保佐、補助という言葉は馴染みのない言葉であり、もう少し分かりやすい言葉とした方が、成年後見制度の利用促進につながるのではないか。
- 本人の財産状況によっては、財産を処分しなければならない場合もあるだろうが、株式や不動産の知識がない方が財産の処分をする場合は、相当負担を感じるのではないかと思った。
- トラブルや困り事もないのであれば、認知症の方でも後見制度を利用するメリットは低いのではないか。DVDで取り上げられているのは、成年後見制度の利

用を検討するほどの大きな問題のある事例ではないので、そこを改良すると良いのではないか。

- 親族の方が後見人になるメリットとしては、本人に代わって施設への入所の契約を行ったり、預金の解約を行ったりすることができるようになることが挙げられる。また、専門家に後見人を依頼するには、本人の財産の中から報酬を支出する必要性が高くなることから、費用面においても親族の方が後見人になるメリットはある。
- どうすれば成年後見制度が利用しやすくなるのかについて、御意見を伺いたい。
- 成年後見制度の利用に当たって、申立てのために必要な説明資料等は整備されているが、どのような順序で資料を収集する必要があるのか等の優先順位を付けた説明資料があると良いのではないか。
- 三重県の相談員が集まる会議があることから、同会議の機会を利用し、成年後見制度の周知をすると良いのではないか。
- 裁判所は、成年後見制度の利用を促進する対象をどのように考えているか。例えば、消費者被害にあっている等の特別の事情がある高齢者等をターゲットとしているのか、それともこれらの方に限らず、特別な事情のない広く一般の高齢者等をターゲットとしているのか。
- ▲ 地域共生社会の実現という観点を踏まえると、広く一般の方にも成年後見制度の周知を図っていく必要があると考えている。
- 家族の方は、本人のために、生活支援や福祉支援を普段から利用することから、福祉事業所等に対して成年後見制度の周知をすると良いのではないか。
- 地域包括支援センターにおいては、成年後見制度に関する相談があれば説明を行っているが、実際に後見制度の利用につながるケースは多くない。手続にかかる手間や後見人になった後の手間がハードルになっているようである。なお、津市社会福祉協議会には、成年後見サポートセンターを設置しており、家庭裁判所と連携の上、成年後見制度の申立手続等のサポートをしている。

- 高齢者の方には、ケアマネージャーの方が寄り添って支援等をしていることから、将来ケアマネージャーを目指している方を養成している教育機関へのアプローチも有効ではないか。また、知的障害者や精神疾患を患っている方を監護する御家族の多くは、将来一人残される被監護者の監護について悩んでいる。こういった方々へのアプローチも必要であり、児童発達支援等の事業所等もターゲットにすると良いのではないか。
- 申立てのために必要な資料等は整理されているところ、専門家にとっては仕事の一環として書類を作成していることから特段問題は生じないが、専門家以外の方にとっては内容が難しいことから、これらの資料の簡素化を図ったり、これらの資料の書き方をSNSに動画で投稿したり、裁判所の窓口で成年後見制度をサポートする方を配置したりするのも良いのではないか。
- みえ犯罪被害者総合支援センターでは、例えば、行政窓口へ同センターの職員が赴き、手続を代わりに行うこともあるので、同センターの職員に制度の周知をするもの良いのではないか。
- 相談支援機能を担う中核機関等の設置に向け、裁判所から自治体にどのように働きかけを行うべきかについて、御意見を伺いたい。
- 三重県内において中核機関を設置している市町のうち、成年後見制度利用促進機能及び後見人支援機能を整備している市町があるのか。
- ▲ 三重県内には29の市町があり、このうち20の市町においては、中核機関を設置済み又は設置予定となっているが、各中核機関がどのような機能を整備しているのかというところまでは把握をしていない。なお、伊賀市の社会福祉協議会では、定期的に後見人に集まっていただき、支援する機会を設けており、裁判所もオブザーバー参加させていただいている。
- 津市では、令和4年4月1日に中核機関を設置したが、相談機能等は整備している。後見人に対する支援機能については、社会福祉士を採用し、これから取り組んでいくことになるが、市民後見人の養成は難しい部分もあるので、まずは法

人後見に力を入れていく。

- 成年後見制度の利用状況と中核機関の設置の有無の関連性が分かると良いのではないか。
- 後見人の監督機能については、裁判所と中核機関が密に連携する必要があるのではないか。
- 成年後見制度を身近に感じていただくために、成年後見制度に関わる色々な窓口に対して、裁判所の職員が出前講義を行っていくことが良いと思う。
- 貴重な御意見をありがとうございました。皆様の御意見を参考にさせていただき、今後、さらに工夫を重ねていきたい。